

カシューナッツの アレルギー表示義務化

令和8年4月1日、「カシューナッツ」が特定原材料に追加され、**アレルギー表示が義務付けられました**。「カシューナッツ」を含む食品については、**令和10年4月1日から新しい表示ラベルに切替える必要があります**。

特定原材料 (9品目)

必ず表示が必要です



カシューナッツが
「特定原材料に準ずるもの」
から、
「特定原材料」
に移行

特定原材料に準ずるもの (20品目)

表示が推奨されています

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、
キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、
鶏肉、バナナ、**ピスタチオ**、豚肉、マカダミアナッツ、
もも、やまいも、りんご、ゼラチン

なぜ義務化されたのか？

近年、カシューナッツによるアレルギー症例数が増加しているため、カシューナッツが特定原材料に準ずるものから特定原材料に移行されました。

包材資材の切替え等の 猶予期間はありますか？

猶予期間は**令和10年3月31日まで**です。令和10年4月1日以降に**製造され、加工され、又は輸入される加工食品**※には特定原材料としての表示が必要となります。

※業務用加工食品の場合は、令和10年4月1日から**販売されるもの**に特定原材料としての表示が必要となります。

特定原材料に準ずるものに 追加はあるのか？

令和8年4月1日、特定原材料に準ずるものに**ピスタチオ**が追加されました。ピスタチオは義務表示ではありませんが、可能な限り速やかに表示することが望ましいです。

表示例 (特定原材料等を一括して表示する場合)

名 称	焼菓子
原材料名	小麦粉（国内製造）、チョコレート、カシューナッツ、卵、砂糖、マーガリン／ベーキングパウダー、（一部に小麦・乳成分・卵・ カシューナッツを含む ）
内 容 量	5個
賞味期限	令和8年10月15日
保存方法	直射日光・高温多湿を避け保存
製 造 者	株式会社〇〇 横浜市〇区〇〇1-1

アレルギー表示に関する相談窓口

各区福祉保健センター生活衛生課



食品の表示方法や食品表示関係の最新情報、チラシを掲載しています！

横浜市 食品表示



発行

横浜市保健所食品衛生課

TEL 045-671-3378 FAX 045-550-3587

<令和8年7月発行>